

# 兵庫県公報

令和元年10月4日 金曜日 第46号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 令和元年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（市町振興課）	1
○ 公印の廃止（文書課）	2
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	2
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 歳入の徴収事務の委託（港湾課）	4
公 告	
○ 令和元年度兵庫県高齢者特別賞表彰（高齢政策課）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	8
○ 同 上（同）	8
公安委員会告示	
○ 機械警備業務管理者講習の実施	8

## 告 示

### 兵庫県告示第452号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく令和元年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり告示する。

令和元年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験会場	合格発表	採用時期
男子 女子	令和元年10月13日（日）	令和元年9月24日（火） から同年10月4日（金） まで	陸上自衛隊千僧駐 屯地	試験時に 告知	採用予定通 知書により 告知
	令和元年11月2日（土）	令和元年10月7日（月） から同月23日（水）まで	陸上自衛隊姫路駐 屯地		
	令和元年11月3日（日）	令和元年10月7日（月） から同年11月6日（水） まで	陸上自衛隊千僧駐 屯地		

#### 2 問合せ先

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 （神戸防災合同庁舎4階）	(078) 261-8600

同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラストビル3階)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1階)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2階)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (グランドハイツコーワビル2階)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3 (第2三建ビル2階)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町篠原町300 (リトハ加古川A棟111 (1階))	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (大手前ダイネンBLD)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市旭1-3-18 (相生地方合同庁舎2階)	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2 (柏原センタービル2階)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目2-15 (本岡ビル1階)	(0799) 24-2449



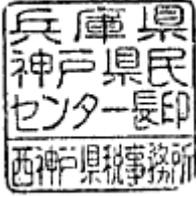
**兵庫県告示第453号**

次に掲げる公印を令和元年9月8日限り廃止した。

令和元年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

廃止公印の名称及び印影

		
兵庫県知事印 (西神戸県税事務所)	兵庫県知事職務代理者印 (西神戸県税事務所)	兵庫県神戸県民センター長印 (西神戸県税事務所)



**兵庫県告示第454号**

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成27年兵庫県告示第825号 (漁船保険の付保義務の発生) で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和元年10月17日限りで消滅する。

令和元年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

淡路島岩屋加入区

兵庫県告示第455号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和元年10月18日から発生する。

令和元年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

淡路島岩屋加入区

兵庫県告示第456号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
多木化学株式会社本社工場  
加古郡播磨町宮西346番地  
常務取締役本社工場長 松井重憲
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
多木化学株式会社本社工場  
加古郡播磨町宮西346番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号イ ろ過施設		27号ヌ 廃ガス洗浄施設	
能	力	5 m <sup>3</sup> /時		12,000Nm <sup>3</sup> /時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～17時 9時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	3～4	3～4	1未満	1未満
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	20	10	20
	浮遊物質 (単位 mg/L)	20	30	20	30
	窒素含有量 (単位 mg/L)	1	2	1	2

	燐含有量 (単位 mg/L)	0.1	0.4	0.1	0.4
	溶解性鉄含有量 (単位 mg/L)	1,000	2,000	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0.5	0.5	3	3

備考 一部冷却水の削減により、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和元年10月4日から同月25日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



**兵庫県告示第457号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務を家島観光事業組合に委託した。

令和元年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 委託した歳入の名称  
兵庫県港湾施設管理条例第9条に規定する来訪船舶係留施設の使用料
- 2 委託した事務の範囲  
家島港真浦地区に係る来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務
- 3 委託した相手方の住所及び氏名  
姫路市家島町真浦590—7  
家島観光事業組合  
組合長 岡部 賀胤
- 4 委託年月日  
平成31年4月1日
- 5 徴収の方法  
家島観光事業組合は、使用料の徴収については、納入通知書により行うものとし、当該使用料を領収したときは、領収書を交付するものとする。  
なお、徴収の方法については、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の歳入に係る事務委託契約書による。

**公 告**

**令和元年度兵庫県高齢者特別賞表彰**

表彰規則(昭和38年兵庫県規則第80号)第2条の規定により、令和元年9月12日に次の者を表彰した。

令和元年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 氏名 赤松 良平
- (2) 住所 赤穂市
- (3) 功績内容  
永年にわたって、赤穂交通安全協会大津支部長として地域の交通安全活動に尽くされ、現在も同協会理事(相談役)として安全安心な地域社会づくりに活躍されている。
- 2 (1) 氏名 石坂 春生
- (2) 住所 神戸市
- (3) 功績内容  
永年にわたって、画家として活躍される傍ら、公共施設でのステンレス壁画の制作などを行うほか、県

文化懇話会委員や県文化賞受賞者懇話会会員として県の文化の振興に尽くされている。

3(1) 氏名 石橋 妙子

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、歌人として短歌会を主宰される傍ら、県歌人クラブの代表、『潮音』選者として活躍し短歌の発展に尽くされ、現在も県歌人クラブの顧問として後進の指導・育成に活躍されている。

4(1) 氏名 上田 通泰

(2) 住所 西脇市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校医・産業医として学校保健・労働衛生の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

5(1) 氏名 合瀬 徹

(2) 住所 西宮市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校医・園医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

6(1) 氏名 岡本 緑

(2) 住所 高砂市

(3) 功績内容

永年にわたって、高砂市連合婦人会副会長や米田町婦人会会長として、女性の地位向上と明るく住みよい地域づくりに尽くされ、現在も各団体の役員としてこころ豊かな地域社会づくりに活躍されている。

7(1) 氏名 鹿野 弘

(2) 住所 高砂市

(3) 功績内容

永年にわたって、高砂市連合自治会理事や木曾町内会会長として、地域の環境美化活動やコミュニティ活動の推進に尽くされ、現在も木曾町内会会長として地域づくりの推進に活躍されている。

8(1) 氏名 川口 芳子

(2) 住所 宝塚市

(3) 功績内容

永年にわたって、助産師として母子の健康に尽くされる傍ら、日本助産師会兵庫県支部の支部長及び宝塚助産師会の会長として後進の指導・育成に尽くされ、現在も母子保健活動を行い、地域の母子の健康増進に活躍されている。

9(1) 氏名 小池 美代子

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、須磨琴保存会のリーダーとして古典曲の保存伝承に努めるとともに、楽器の改良や新曲の創造等を行うほか、海外で演奏会を行うなど須磨琴の振興に尽くされ、現在も後進の指導・育成に活躍されている。

10(1) 氏名 島村 政市

(2) 住所 西宮市

(3) 功績内容

永年にわたって、日本ボーイスカウト兵庫連盟役員として、青少年の健全育成に尽くされ、現在も日本ボーイスカウト兵庫連盟相談役、尼崎地区副協議会長、尼崎第14団副団委員長として後進の指導・育成に活躍されている。

11(1) 氏名 菅野 清峯

(2) 住所 芦屋市

(3) 功績内容

永年にわたって、県内の小・中・高等学校・大学で書道教育に尽くす傍ら、現代書としての分野を開拓

して国内外の書展で活躍し、県書作家協会の会長として、また著書・論文を多数発表するなど書道文化の振興、書道芸術の発展に活躍されている。

## 12(1) 氏名 田中豊助

(2) 住所 尼崎市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

## 13(1) 氏名 田村辰也

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、神戸市須磨区医師会及び神戸市眼科医会の役員として会の発展に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

## 14(1) 氏名 富岡治彦

(2) 住所 揖保郡太子町

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、揖保郡医師会の役員として会の発展に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

## 15(1) 氏名 西川 巖

(2) 住所 たつの市

(3) 功績内容

永年にわたって、豊店を営まれる傍ら、農業者の経営安定のため、新在家営農組合を設立し、同組合長や新在家農会長として地域に尽くされ、現在も組合長として地域の営農事業の推進に活躍されている。

## 16(1) 氏名 原田宜男

(2) 住所 佐用郡佐用町

(3) 功績内容

永年にわたって、薬剤師として地域の薬事衛生の向上に尽くす傍ら、現在も県薬剤師会西播支部相談役として、地域の薬事衛生の向上と後進の指導・育成に活躍されている。

## 17(1) 氏名 原田佳明

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、県消防学校の教育担当や神戸市介護認定審査会の委員として地域に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

## 18(1) 氏名 兵行典

(2) 住所 姫路市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校医・園医や姫路市学校保健委員会の役員として学校保健の向上に尽くされるほか、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

## 19(1) 氏名 深井延浩

(2) 住所 赤穂市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、赤穂市医師会の役員として会の発展に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

## 20(1) 氏名 藤本ハルミ

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、日本の伝統素材である着物地や帯地でドレスを作り、国内外でファッションショーを開催した日本初のデザイナーとして、現在も新作を発表し活躍されているほか、文化講演会を主催するなど多岐にわたる文化の振興に尽くされている。

21(1) 氏名 政 田 義 徳

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、神戸市東灘区医師会及び神戸市産婦人科医会の役員として会の発展に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

22(1) 氏名 源 光 恵

(2) 住所 丹波篠山市

(3) 功績内容

永年にわたって、保護司や語り部サークル「ふるさと」の一員として地域に貢献され、現在も同語り部サークル会員として市内の学校や老人クラブ等で講演活動を行うなど、こころ豊かな地域社会づくりに活躍されている。

23(1) 氏名 宮 下 美代子

(2) 住所 加古郡播磨町

(3) 功績内容

永年にわたって、茶華道教室を開催される傍ら、東播磨文化団体連合会の理事や町文化協会副会長、茶道協会会長を務めるなど、茶華道を通じた伝統文化の継承及び振興・普及に活躍されている。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年10月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジュンテンドー仁豊野店

所在地 姫路市仁豊野573-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社KASEI	神戸市中央区京町67番地	横野修三

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社KASEI	神戸市中央区江戸町104番地1	横野修三

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社KASEI	神戸市中央区京町67番地	横野修三

4 変更年月日

平成24年9月3日

5 届出年月日

令和元年9月4日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和元年10月4日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年2月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡稲美町国岡字城ノ谷823番、824番1、825番から828番まで、同 郡同 町中村字山中540番135の一部、540番156の一部、540番135地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市加古川町溝之口307番地の2 株式会社グッドホーム 代表取締役 西尾 潤

3 許可年月日及び許可番号

令和元年9月3日 兵庫県指令東播（加土）（建）第1-5-2号（31稲美）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡稲美町六分一字蒲ノ上1178番387、1178番388、1178番951から1178番954まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市加古川町北在家787番地の2 ミツヤ設計株式会社 代表取締役 廣田 加奈子

3 許可年月日及び許可番号

令和元年5月16日 兵庫県指令東播（加土）（建）第1-13号（1稲美）

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第154号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習の実施について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年10月4日

兵庫県公安委員会 委員長 豊川輝久

## 1 講習の種別、実施期日等

## (1) 講習の種別

法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習

## (2) 実施期日

令和元年11月5日（火）から同月8日（金）までの4日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

## (4) 修了考査の実施

講習最終日に、修了考査（40問100分）を実施する。

## 2 受講定員

40人

## 3 受付期間

令和元年10月11日（金）から同月21日（月）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで）

## 4 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

## 5 申込時の提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

## 6 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

## 7 受講手数料

39,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

## 8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

## 9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

## 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

## 11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話（078）341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話（078）252-0166